

## 議案第13号

### 小田原市部等設置条例の一部を改正する条例

#### [改正理由]

子ども・子育て及び若者支援の推進を図るための組織機構の整備を行うため改正する。

#### [内 容]

##### 1 部の名称の変更（第1条及び第2条関係）

部の名称を次のように変更することとする。

改正後	改正前
子ども若者部	子ども青少年部

##### 2 事務分掌の変更（第2条関係）

母子保健に関する事務を子ども若者部に分掌させるため福祉健康部の事務分掌について所要の整備を行うこととするほか、子ども若者部の事務分掌を次のように変更することとする。

改正後	改正前
子ども・子育て支援及び若者支援に関する事項	子育て支援に関する事項

#### [適用]

令和5年4月1日